

午後1時30分開会

○小林たかや委員長 こんにちは。ただいまから環境・まちづくり特別委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承を頂きたいと思っております。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

欠席届が出ております。財産管理担当課長、公務出張のため、景観・都市計画課長、17時以降、家族看護のため、欠席です。

お手元に本日の日程をお配りしております。陳情は、新たに送付された案件が8件、継続中の案件が20件、報告事項4件、そして、その他でございます。

まず、日テレ、日本テレビ通り沿道まちづくりの報告と陳情審査を一括で行い、次に、外神田一丁目南部地区まちづくりの報告と陳情審査を一括で行い、その後、報告事項（3）、（4）の報告で進めたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、まず初めに、日本テレビ通り沿道まちづくりについて、日程1、陳情審査と日程2の報告事項（1）を一括で行います。

まず、日程2、報告事項（1）日本テレビ通り沿道のまちづくりについて、執行機関からの説明を求めます。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 それでは、日本テレビ通り沿道まちづくりについて、ご報告いたします。

資料、束ねてございますけども、まず一番上につけております、環境まちづくり部資料1－参考資料のほうをご覧ください。日本テレビ通り沿道まちづくりの経緯につきまして、改めてフローという形で整理させていただいております。こちらのほうから、まず、ご説明いたします。

平成29年度に日本テレビ通り沿道まちづくり協議会が設立されて以降、日本テレビ通り沿道の地域課題の抽出や地域要望の把握を行いながら、沿道まちづくりの基本構想の検討を行ってきたというところがございますが、日本テレビ跡地開発について、初動期には、建物高さについて、最大150メートルまで検討は可能ではないかという資料が提出されたことから、協議会では、日本テレビの建物高さを含む、開発計画の議論が主となりました。そのようなことから、日本テレビの開発に関連して、令和3年度のところを見ていただきたいと思いますけども、地域要望把握のためのオープンハウス説明会を実施いたしました。

その後、日本テレビからは、地域要望も踏まえた広場、バリアフリー対応等の提案があり、第11回協議会、R4年2月28日において、地域要望をかなえつつ、建物高さは100メートル以下とする計画を検討することについて、表明があったところがございます。

その後、広場整備、バリアフリー整備等を実施し、かつ、建物高さは90メートル以下とすると、日本テレビから区に説明があったということで、令和4年7月にオープンハウス説明会を実施いたしまして、区民の皆様への説明、この計画に対する区民意見をお聞き

する機会を設けました。そして、このオープンハウスの状況につきましては、当委員会のほうにも報告をさせていただいたところでございます。

令和4年9月でございますけれども、開催いたしました第12回まちづくり協議会におきまして、日本テレビからオープンハウス説明会で説明した案で——オープンハウスで説明した案で、都市計画提案をすることについての表明がありました。このことにつきましては、10月5日の当委員会に報告させていただきました。

以降、日本テレビにより、二番町の住民の方々には提案内容に係る説明会を実施いたしまして、令和4年10月12日に都市計画提案があったというところでございます。提案を踏まえまして、都市計画の進め方について、庁内で確認をし、令和4年10月18日の都市計画審議会におきまして、提案内容について共有をさせていただき、以降、都市計画手続に着手することについて、ご報告させていただきました。

令和4年11月に、都市計画法第16条2項に基づく説明会を開催し、都市計画の素案の縦覧を実施。その後、令和4年12月に説明会の状況及び意見書の状況につきまして、当委員会及び都市計画審議会のほうに報告をさせていただきました。審議会における公聴会を実施すべきという委員のご意見も受けまして、区から公聴会を開催する旨、審議会の場でご回答さしあげたというところでございます。

公聴会の開催につきましては、令和5年1月5日号の広報に掲載して周知を図り、1月17日までの期間で、公述人の募集を実施したところでございます。詳細は、後ほど触れさせていただきます。

続きまして、その下の資料1-0をご覧ください。横使いになっております。送付された陳情の一覧になります。昨日、委員の皆様方には事前送付させていただきましたけれども、送付番号で4-22、4-28、4-29、4-31、4-32、4-33について、後ろに添付しております資料1-1から資料1-5として、区の考え方についてまとめております。

なお、送付4-32及び送付4-33は公聴会実施に当たっての陳情でございますが、内容がほぼ同様であるということから、資料1-5としてまとめております。

送付4-30でございますが、法16条1項の公聴会を求める陳情になっておりますので、こちら、開催するということで、陳情の趣旨と同一であるため、資料としておつけしておりません。

送付4-34、オープンハウスのアンケートの詳細な集計報告を求める陳情書でございますが、こちらのほうは、アンケートの詳細分析に関わるものの資料請求でございますが、同様の内容について、別途、情報公開請求で対応しているということから、こちらの陳情につきましても、同様に情報公開請求で対応できるということで、陳情に対する回答資料はおつけしておりません。

リストにない送付5-1、送付5-2でございますけれども、送付5-1の陳情につきましては、本委員会の開催を求める陳情となっておりますので、回答書としては作成しておりませんが、後ほど区の考え方について触れさせていただきます。送付5-2でございますけれども、こちらにつきましては、事業者である日本テレビに確認を要する事項も多く、現在、確認中でございますが、本日時点では、まだ回答としては作成に至っていないというところでございます。

事前送付させていただきました資料1-1から資料1-4につきましては、内容が多岐にわたってございまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、計画諸元の詳細と日本テレビに確認すべき部分は確認した上で、区としての考え方をまとめてございまして、ご確認いただければと思います。

続きまして、公聴会に関する資料1-5につきましては、ご説明いたします。束の一番最後の資料1-5、こちらをご覧くださいと思います。

こちらは、送付4-33に対する回答書になります。あ、4-32と4-33に対する回答書になります。

まず一つ目の都市計画素案や関連する情報について、正しく正確に分かりやすい形で提示するというところでございますけども、資料につきましては、都市計画の案だけではなくて、参考資料を作成して、区ホームページにて公開しているというところでございます。

次に、二つ目の公聴会の開催概要についての区報への掲載及びホームページ等での周知でございますけども、住民参画の視点を考慮しつつ、公聴会を設定いたしまして、区報及び区ホームページ等で広く周知しているというところでございます。

三つ目の意見陳述を希望する者には、物理的、時間的に対応が可能な範囲で、できるだけ意見陳述を認めるということでございますが、意見陳述に際して、物理的、時間的にご対応いただけるよう配慮し、公述申出の提出期限を設定しているというふうに区としては認識しているところでございます。

四つ目の公述人の希望がある場合には、質疑・議論を行う時間を確保するというところでございますけども、公聴会の時間等を踏まえ、区担当者と、あるいは、公述人の相互間で質疑・議論を行う時間を公述時間内にて確保できるか、検討していきたいというふうな答えを記載してございます。

五つ目の区議会及び都市計画審議会への報告に関する項目でございますが、陳述された意見については、どのように都市計画案へ反映されるか、区の考えとともに、区議会及び都市計画審議会のほうに報告をさせていただきます。

裏面に行って——すみません、裏面に行ってくださいまして、最後の報道機関が取材し得るようになるということでございますけども、こちら、ご意見として承り、住民のプライバシーが守られるよう配慮した上での対応について検討いたします。

次に、送付5-1の当委員会の早期開催を求める陳情でございますけども、資料としてはおつけしておりませんので、送付5-1の陳情書を横に置きながら聞いていただければと思いますが、公聴会の開催方法に係る記載が幾つかございますので、本委員会でも今日ご議論になるところかなと思っておりますので、陳情書に記載のあるポイントについての現時点での区の考え方についてご説明いたします。

公聴会は、都市計画法16条1項に基づき開催されるもので、1月26日の実施を予定しているところでございます。公述人は6名とさせていただいてございまして、1名当たり15分以内の公述時間を設定しております。公述申出書は、1月5日から1月17日まで受け付けておりました。申込み件数としては73件というところでございます。傍聴は、ウェブ傍聴で定員500名として、1月25日、前日までの申込み期間を設定してございます。

公聴会の開催につきましては、令和4年度第3回千代田区都市計画審議会、令和4年1

2月8日開催の審議会において、千代田区より開催する旨、明言してございまして、その後、調整された広報紙、広報千代田（1月5日号）及び広告掲示において、周知を図っているというところでございます。

広報紙でございますが、まちづくりの情報のみを扱うものではなく、区政全般の情報を網羅的に周知するというものでございます。したがって、掲載される情報は限定的となるため、記事の詳細については、区ホームページで案内するということが通例となっております。今回の公聴会の周知においても、限られた紙面の関係上、都市計画案そのものやその他関連資料については、区ホームページ上で詳細を案内することにいたしました。

また、公聴会の開催回数でございますが、類似事例として、千代田区都市計画マスタープラン改定素案に係る公聴会が上げられますが、全区的な都市計画であることから、区内各地区7会場、各1回で実施をしているところでございます。一方で、今回の都市計画については、対象エリアが二番町地区ということに限定されるということから、当地区に利害関係を有する方を対象とする1回の開催としております。

公聴会の公述人定員につきましては、類似事例として、同じく都市マスの公聴会が挙げられ、各会場定員が6名であることから、定員が少ないということはないのかなというふうに認識をしているところでございます。また、他自治体の実施する同様の公聴会を調べた範囲で、公聴会によって違うんですけども、5から10名程度ということで、それらと比較しても、今回の公聴会定員が極端に少ないというわけではないのかなと。適正な定員であるというふうに認識をしているところでございます。

ちなみに、直近、調べましたところ、例えば、東京都さんの上位計画、住宅市街地の開発整備の方針に係る公聴会につきましては、10名程度、1人10分以内。昨年、令和4年6月の札幌駅交流拠点北5西1・西2地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備書に係る公聴会につきましては、5名まで10分以内と。そういった事例があるというところをご紹介しておきます。

公述人の申込み多数に伴う選定審査基準については、区の裁量というふうになっておりますので、同種の意見趣旨の場合は、申込み状況により意見公述をまとめる場合があるというところでございます。ただ、公述人に選定されなかった場合につきましては、提出された意見につきましては、公聴会の記録の公表時に、区の見解と併せて、全て公表するというふうに考えてございまして、全ての公述意見について対応させていただくという所存でございます。

公述申出書の提出期間でございますが、実際に1週間以内に申出書を提出された方も相当数いらっしゃるということから、今回、12日間という設定をしておりますけども、適切な期間設定と認識をしているというところでございます。

あと、傍聴でございますけども、今回、ウェブ500人ということで、ウェブに限定をしているというところでございますが、これまでオープンハウスですとか各種説明会を実施してまいりましたが、会場の雰囲気怖く、参加しづらいというご意見も複数頂いております。そのようなことから、公述人のプライバシー、個人情報については最大限注意すると、注意する必要があると認識をしております。また、これまで開催したオープンハウス等での参加者数を考慮すると、参加者が会場の許容をかなり超えるというおそれがございますので、公平に、かつ、より多くの傍聴が可能であるということで、ウェブ傍聴とい

う形態を選択したところでございます。

現時点での1月26日の公聴会のもろもろに関する区の考え方、現時点での考え方につきまして、説明させていただきました。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○小林たかや委員長 はい。説明が終了しました。

本件に関する陳情は新たに送付された陳情、送付4-29から送付4-34、送付5-1、5-2の8件、継続中の陳情は送付4-22、28の2件の合計10件でございます。関連するため、一括で審査することとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、一括で行います。

新たに送付された陳情の朗読は省略します。

それでは、日本テレビ通り沿道まちづくりの報告や陳情についての質疑、質問を受けます。

○岩田委員 まず、日本テレビ通り沿道まちづくりの経緯についてのところなんですけども、一番最初のところで、高さ最大150メートルの議論があったということなんですけども、このときは、たしか150メートルまでが可能だということであって、高さについては何も言っていなかった。ずっと分からなかった、分からなかった、分からない、分からないと言っていた。住民が勝手に言っているだけみたいなの話もあった。ということは、これは、150メートルの議論というのはなかったですね。ただ勝手にそういう150メートルが可能だということに対して、いや、日本テレビも区も何も言っておりませんという話だったと思いますけど、まず、そのところをお願いします。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 今の岩田委員ご指摘ございましたけども、ちょっとばたばたフローを作成して、「最大150メートル等」という記載になってございますが、正確には、最大150メートルまでの範囲で検討という形で、絵に落とし込んでいるというところでございます。

その後、ここの日テレ跡地の議論が主になったというところでございますと、この150という数字が登場したというところがかなり大きな要素だったということで記載しておりますけども、正確には、最大150メートルまでと、の範囲で検討と記載をしておく必要があったかなというふうに考えております。

○岩田委員 いや、そうではなく、ここに議論と書いてあるんですけど、議論じゃないですよ。150メートルまで可能ということであって、このときには、全然、高さについては、まだ分からない、分からない、ずっと分からないで来ていますよね。議論はなかったと思いますけど、それについて、どうなんでしょう。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 高さの計画の詳細について、何メートルだ、何メートルだという具体的な議論をこの段階でしていたということではございません。

○岩田委員 ありがとうございます。そうですね。

高さが大体どれぐらいになるのかというのは、その後のずっとずっと、平成30年のこの「150メートル等の議論」と書いてあるけど、これは議論じゃなかった。その後、ずっとずっと来て、令和4年2月28日のまちづくり協議会、第11回の、これで、そのときの座長の方か何かが100メートルまでは行かないですよという質問に対して、

日本テレビ側が、あ、そこまでは行かないですというような答えがあって、高さ100メートル以下での検討となったと、僕は記憶しているんですけど、合っていますかね。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 今、岩田委員のおっしゃるとおり、座長のほうから確認をして、日テレが、日本テレビのほうで高さ100以下で検討するというような回答をしたというのは、議事録上も残っておりますので、そのとおりかなというふうに思っております。

○岩田委員 ということは、高さが100メートルまで行かない、大体の高さというのが出たのは、令和4年2月28日が一番最初で、ということで、再確認、よろしいですかね。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 建物計画に関わる詳細に高さの100メートル以下で検討という話が出たのは、令和4年2月です。

○岩田委員 ありがとうございます。この話は、一応、ここで終わり。で、またちょっと別の話に入ります。

まず、再開発の促進区を定める地区計画というのを提案してきたわけですよ。その地区計画の提案するとき、企画提案書とか、企画——企画提案書とか企画評価書というのを一緒に出す、提出するような地区計画の運用基準というのがあるんですかね。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 促進区の企画を提案するときには、運用基準上は、企画評価書という形で、行政からの評価の書類をフローの中でそういった表記があるというところはあります。

○岩田委員 そうですね。東京都のそういう運用基準であるんですよ。じゃあ、今回は、あるんですかね。何だ、企画評価書とか、そういうのはあるんですかね。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 今回は、再開発等促進区の企画提案ではなくて、都市計画法21条の2に基づく地区計画に係る提案ということで、その促進区の運用基準に基づいてというよりは、もう完全に都市計画法の21条の2に基づく提案というところでございます。その提案について進めるかどうかということ、区のほうで、先ほどご説明したとおり、判断したというところでございます。

○岩田委員 ということは、今回は、企画評価書とか企画提案書というのは、必要ないということよろしいですか。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 都市計画の提案のフローに基づいて、手続を進めているというところです。企画提案書は、事業者側の促進区のとときに提案するものをそういった形で呼んでおりますけども、今回は、日本テレビのほうから21条の2に基づく都市計画の提案ということで、それを受けて、区のほうで遅滞なく進めるかどうかを判断したという21条関連の手続にのっとってやっているというところでございます。

○岩田委員 じゃあ、今後、都との協議というのはないんですかね、何かしらの。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 東京都と都市計画法第19条に基づく協議をしています。

○岩田委員 ありがとうございます。

だったら、この都の——都との協議が今後あるんだったら、今、僕が言ったのは、都の地区計画の運用基準、この運用基準を準用すべきなんじゃないかなというふうに私は思うんですけど、そこはどうなんでしょう。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 そちらの運用基準は、再開発等促進区の運用基準に

なります。今般の提案につきましては、都市計画法21条の2に基づくものでして、都市計画法21条の関連の条項の内容に沿って手続をしているということになります。ですんで、運用基準、再開発等促進——手続に関しては、こちらの都市計画法のほうに基づいて、進めているというところになります。

○岩田委員 都市計画提案書はあるんですか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 はい。都市計画提案書がございます。

○岩田委員 その都市計画提案書というのは、21条の2の都市計画の提案のときに、提案を記述したものにすぎないですよ。そうではない。そうではない。（発言する者あり）提案の際に、その提案を記述したものにすぎない。

○小林たかや委員長 ちょっと、まとめて質問してください。答弁は答弁でもらってください。

○岩田委員 はい。すみません。

○小林たかや委員長 もう一度質問してください。

○岩田委員 ごめんなさい。都市計画法21条の2による都市計画の提案の際に、その提案を記述したものにすぎないのではないのでしょうか。（発言する者あり）

○江原翹町地域まちづくり担当課長 事業者からの提案書でございます。

○岩田委員 じゃあ、そのときに、住民や専門家などの意見を反映した企画評価書とはやっぱり違うわけで、そういうものをやっぱり一緒に出すなり、準用するなりして、より住民の意見を——住民の意見や専門家の意見を反映させるべきなんじゃないですか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 ちょっと繰り返しになりますけども、企画評価書のほうは、促進区の運用基準に基づいて、事業者のほうから促進区の企画提案を受けたとき、どういう手続をしていくかというところの運用基準上のフローに記載しているものでございます。今般、日本テレビのほうから、都市計画法21条の2に基づく権利を有する日本テレビのほうから提案があったということで、その提案書を受けて、その提案の内容について、遅滞なく、その提案を進めていくかどうかという判断を区のほうでしたというところですので、企画評価書というものが21条の都市計画手続の中で、フローの中で存在するというところではないというのが実態かなというふうに考えております。

○岩田委員 では、住民や専門家の意見を反映させるのは、どこで反映させるんですか。

○加島まちづくり担当部長 住民や専門家の意見を反映させるというのは、再地区のほうの基準の中に書かれているというところなんですかね。そこ、ちょっと私、すみません、そこまでよくあれなんですけども。先ほどから担当課長が言っているのは、都市計画法21条の都市計画提案に基づく手続で、踏まえてやっていますよということなので、再地区の基準のことはあまりここで言われても、ちょっと違いますよというお話なので、これは、あくまでも、事業者のほうから都市計画法による都市計画提案があったということで、区としては、都市計画法に書かれているように、遅滞なくそれを受けようかどうかという判断をせざるを得ないというところなので、それにのっかって、手続をしたというところで、その手続に瑕疵があるんじゃないかというようなことであれば、我々は、その都市計画法の基準にのっかって行っておりますというお答えになるかなと思います。

○岩田委員 じゃあ、この場合は、再開発等促進区を定める地区計画ではない、まず。そうではないということなんですか。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 再開発等促進区を定める地区計画を定めてまいるといところでございますけども、発端が促進区を事業者のほうから企画提案という形で、促進区の運用基準に基づいて提案を受けて、区のほうでという流れではなくて、手段としては促進区を適用するということでございますけども、あくまで21条の2に基づく都市計画提案として、今回、受理をして、適正に手続を進めているといところでございますので、地区計画としては、促進区を定める地区計画、そこは間違いありません。

○岩田委員 それじゃあ、再開発促進区、促進区、地区計画を策定する際に、都の運用基準に従って、企画提案書、企画評価書の作成の手順というのは踏んでいなくてもオーケーということでもいいですかね。

○加島まちづくり担当部長 再開発等促進区を定める地区計画を適用するのであれば、その基準ですね、こういった広場を設ければ容積がとか、あと、地域貢献がということであれば、その基準に関しては、やはりしっかりと合わせないといけないというふうなところがございます。

○岩田委員 じゃあ、もう一回繰り返しになりますが、本件に関しては、企画評価書などは要らないということよろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 はい。都市計画法21条による提案ということ、それにのっとった手続をしているといところでございます。

○岩田委員 あと、都市計画提案書なんですけど、これって、閲覧のみなんですよね。コピーできないんですよね。それ、コピーとかできないと、その場で見て、その場で、いろいろ見たい人が判断するというのはもう非常に困難だと思うんですけども、これは、理由としてはどんな感じなんでしょう。

○前田景観・都市計画課長 このたび、閲覧ということでの区のほうでも記載がある中で、その手法に基づいて閲覧というものを認めているといところでございます。一方で、どこまで閲覧に寄らない形での情報発信があるかといところに対してはご議論あるかなというふうに思いますけれども、提案書自体は閲覧ということで明記をさせていただいて、その手続にのっとって、区のほうでは周知をしているといところでございます。

○岩田委員 ネット公開もされていないですよ。ネット公開もされていない。コピーもできない。閲覧のみ。その場で見て、その場で判断しろというのは、困難だと思いますよ。せめてネット公開するとか、そういうようなことがあってもしかるべきだと思いますけど、そこはどうでしょう。

○前田景観・都市計画課長 ただいま私のほうでご説明をさせていただきましたとおり、閲覧と、提案書の閲覧といったところには規定がございますけれども、そのほかの手法を用いて、同様の案内をしていくかどうかといところに対しては、ご意見として承らせていただければというふうに存じます。

○岩田委員 なるほど。

別のところもいいですかね。

○小林たかや委員長 どうぞ。

○岩田委員 僕ばかりでいいですか。

○小林たかや委員長 どうぞ。

○岩田委員 いいですか。

○小林たかや委員長 あ、ちょっと待ってください。

○小枝副委員長 今の関連。

○小林たかや委員長 今の関連。関連で。

副委員長。

○小枝副委員長 今、大きく二つの質問をなされたというふうに聞いておりましたが、1点目の資料1ー参考資料というふうに書かれているところの時系列の中で、結局、90メートルという具体の案を区民なりに示したのは、いつがスタートというか、どこの局面になるのかなというところを、まず1点目は確認しておきたいと思います。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 参考資料のほうをご覧くださいと、令和4年度、令和4年7月のオープンハウスで区民の方々に高さ90メートル案を初めてお示したというところでございます。

○小枝副委員長 再開発促進区の適用もこのときが初めてで、700%の提案もここが初めてということで、7月の3、4が初めてということによろしいですね。よろしい。うんということによろしい。

それで、そうすると、非常にそこから9月26日の協議会があって、10月5日のまち特があってとなっていますけれども、10月5日のまち特においては、まだ提案もされていない段階で、あったらお知らせするというような言い方だったと思います。

企画総務委員会においては指摘させていただきましたが、いつもなら、都市計画提案の内容を委員に示してくれるのに、それも示さずに行ってしまったという異例な駆け足をしたということも指摘させていただきます。この日程感で、これまで、従来、恐らく、過去、都市計画と議会の歴史としては、ずっと議会と都市計画の権限論ではなくて、中身をしっかりと確認しながら進んできたのに、この都市計画の審議会のほうに入るに当たっては、実際問題、千代田区は、都市計画のくりぬかれた残りの部分の二番町の変更提案を出すにもかかわらず、その変更提案の都市計画図書が出来上がっていなかった。出来上がってもいないのに審議会にかけたということ、大変驚きだったんですけれども、その事実についても、ひっくるめて、そこがないと思いますので、確認いたしますが、それでよろしいですね。

事実ですので。そうだというふうに言ってくれば、結構です。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと今、小枝委員が言われた内容が、すみません、私、うまく把握できていないということが事実です。令和4年10月18日のときに、都市計画審議会に日本テレビ、事業者のほうから提案が、都市計画の提案がありましたので、16条2項に基づく手続を進めていくということをご説明させていただいたというところでございます。それを踏まえて、ここに載っているとおり、令和4年11月10日と13日に16条2項の説明会をやって、ここでは、都市計画の図書ですね、案、素案になるのかな、それをご説明したということですので、できていなかったということではなくて、16条2項の説明会の中では、そういったこともご説明、資料をつけさせていただいたといったようなところがございます。

○小枝副委員長 こは、事実の確認ですので、私、10月18日の段階、都市計画審議会が終わった段階でも、行政のほうの窓口に向いて、都市計画の内容について伺ったんですね。それで、1.5ヘクタールの日テレからの提案があったから手続に入るとい

ことは、都市計画の図書って、白黒の専門——素人が見ても分かりにくいあれですけども、あったようなんですけれども、じゃあ、その残りの12.1ヘクタールから1.5ヘクタールを除いた残りですね、その部分は、当然、示されるべきじゃないかというふうに言いましたけれども、16条の2の説明会までにはできるという状況であったというのが事実ですので、事実のみを伝えていきますので、いい悪いは言っておりません。それは、私のほうは通常とは違う、肩入れというか、やり方だなというふうに思うわけです。

なぜならば、私たち議員も聞かれるわけです。どういう都市計画の内容で、どういう都市計画の図書なのか。正直、さっぱり分からないので、分からないでは議員の仕事が務まらないから聞きに行くわけです。そうすると、いや、まだ作っていますという状態であったという事実のみを、いい悪いは言っておりません。好ましいことではないと思いますけど、事実、そうだったということ、ただそうだと確認しているだけです。

○加島まちづくり担当部長 多分、小枝委員が言われているのは、都市計画事業者から都市計画提案があったと。その都市計画の提案があった街区ですね、今、D地区と呼んでいますけれども、D地区のみの地区計画を分けて設定して、今ある二番町の地区計画の範囲、そこを、D地区を減じた形でというところがどうなのかといったようなところなんだろうなというふうに思っています。

○小枝副委員長 そうそう。そうです。

○加島まちづくり担当部長 それに関しましては、12月4日の都市計画審議会でも、専門家の方から区域を分けるのはどうなのかといったようなご意見もあったのは事実です。

○小枝副委員長 そうそう。

○加島まちづくり担当部長 私のほうから、正しいかけ方については、国や都に意見を伺いながら検討させていただきますということ、述べさせていただきました。今後の公聴会等のご意見を踏まえながら、適切にその区域分けだとか、そういった、こういった地区計画の制定になるのかというのは、十分注意しながら、検討していきたいというふうに考えております。

○小枝副委員長 分かりました。

そこは、この制度を創設した専門家からも、そのようなやり方ではどうかという意見がある部分ですので、都市計画審議会でも、国や東京都に相談しながらと、今おっしゃったんですかね。そこはまだ相談中ということですか。そうですか。どうあるべきかということについては、また再度、別の場で確認をするということでもよろしいかなというふうに思います。

それと、じゃあ、次の点で、企画評価書のほう、提案書と評価書のほうなんですけれども、岩田委員とのやり取りを聞いていて、都市計画法21条の2で提案されたその中身は再開発等促進区である。その再開発等促進区を提案するに当たっては、企画提案書なり、企画評価書を作ることによって、住民や専門家の意見を反映していくという、それが東京都の運用基準のマニュアルであるということ、あるのか、ないのかという問いには、ありませんという答えだったわけなんですけれども、それは、今ないということは、そこは、今日、一生懸命担当が作ってくれた資料1から4を見ても、数字も根拠もなく適切であると区は考えるという答えがすごく多いんですけれども、その根拠が数字も何も出されていない。住民のほうむしろ出しているというような状況、結局、そういう重要なプロセス、

企画提案の中身や評価のやり取りがされていないから、ただ枠組みだけで、イエス、ノー、イエス、ノーと言っているだけで、具体的な答える素材が不足しているのではないかと。提案する中身が再開発促進区であるならば、都の運用基準に基づいて、やはり、それは、当然、今までのやり取りの中で、プロセスとして、やって、修正して、確認してということをするのが適切なやり方であったのではないかというふうに思いますけれども、そこら辺は議論をし、確認をしているのでしょうか。

○江原勸町地域まちづくり担当課長 促進区——あ、再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に基づいて、容積ですとか、いろんな考え方ですとか、一つ一つチェックはしているというところでございます。企画評価書という形で束ねるのは、再開発等促進区を定める地区計画の運用基準のフローで、企画提案、促進区の企画提案を事業者が行う際に、行政として、それをどう評価するというのを束ねるということで、運用基準のフロー上、登場しているんですけども、今回、都市計画図書も含めて、都市計画そのものの提案を受けたというところで、その全体の話として、区長、副区長を含む区としての意思決定の会議において判断をして、その都市計画を進めていくというところで、ちょっと表現が微妙なところであるんですけども、そこはそういった違いがあるというところで、ご認識いただければなというふうに考えております。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 はい。ちょっと待って。

副委員長。

○小枝副委員長 区長と副区長がいいと言え、都の運用基準にある企画評価書がなくてもいいという答弁にはならないんじゃないかというふうに思うんです。この公平な、適正な手順を踏んでいかないと、区が中立な立場で、これを適切な判断にした根拠を示すことができないのではないかと。企画評価書と都市計画の提案書が異なる以上は、私も専門家ではありませんし、その内容について、つぶさにここで提示することはできませんが、それも含めて、いろんな環境に与える影響、交通量がどれだけ増大するかとか、人口がどのくらい増えるかと、それに基づいて、じゃあ、700がいいのか、マックスが770だとして、その中で、こういった事業性とか、いろいろなことを、区民の声とかを勘案して、ここはもう少し削ったほうがいいんじゃないかとか、あるいは、加算したほうがいいんじゃないかとか、そういうことをやるのが企画評価書の役割なんだというふうに思うんですね。

それが、時系列で言うと、提案がされたというのが10月12日、つまり、企画総務委員会の前日だったと思うんですけども、そういう流れで、もう企画総務にも諮らずに、10月18日の都計審という日程だけが、役所のほうで、執行権だけで決められている中で、根拠、説明をする説明責任のための根拠である企画評価書もなくいいんだというふうに言うことが本当にこの制度をしっかりとご存じの方の中での考え方として、適合するのかなのかということ、もうちょっと一生懸命勉強するというか、確認をする必要があるんじゃないか。

今日の答弁書一つ一つ言いませんが、全く数字に関しても、答えが書かれていないんですね。住民の皆さんがなかなかこれまでも賛成票が増えてこない、むしろ、反対票のほうが多い状況というのは、そういうことを、要は、キャッチボールしながら修正していく、答えていく、変えていく、調整していくという機能役割を千代田区が果たしていない、も

しくは、果たすだけの書類選考をするプロセスがないからなんじゃないかと。その重要なプロセスの欠落を、欠落したまま、進んでいいのかどうかというのは、明確に答えていただきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 先ほどから担当課長のほうが答弁しているとおりで、再開発等促進区を定める地区計画の基準にももちろん合致しているということは確認しておりますので、その基準にのっとった形の容積率を定めているというようなところでございます。手続については、都市計画提案という形で出てきておりますので、そこの都市計画提案に対する区のほうの手続を進めてきたというところでございます。

1点、先ほど副委員長のほうから賛成票と反対票で、反対票が増えているというのは、何に基づいて、ちょっと言われているのかというのがよく分からないので、あまり、そこら辺、今、都市計画の手続を進めているところなので、何でしょう、根拠があるか、ないかというのはちょっと分からないので、根拠があるなら何の根拠なのか、ちゃんと示して、ご説明していただいたほうが私はいいいのかなと思います。

○小枝副委員長 丁寧にお伝えするならば、7月の行ったオープンハウスにおける住民ベースでの、番町エリアの住民ベースでの住民意見は、好ましくないというのが205ですか、好ましいというか、肯定的な意見が203ということで、在勤者においては理解が多かったけれども、在住者においては、僅差ということですが、はっきりと、これは困るよという、不安だよと、環境を悪くするよというほうが多かったということが1点。

それで、もう一点は、16条の2項で、地権者だけに行った調査において、幾つでしたかね、ちょっと数字を言わないと悪いんですかね。たしか49が反対だと明確にしている、47が賛成だと言っていて、やはりこれも僅差ではあるけれども、反対ですというほうが多かった。

住民の意向を図るときに、見える形での数字としては、やはり賛成できない、不安だよと。このままじゃ、住民環境が壊れてしまうんじゃないかという人のほうが多いことが続いているので、そういう意味では、行政がこれは好ましいなどと断言して、今日の資料にも書いてありますけれども、どうして住民を飛び越えて断言できるのかなということをやちょっと指摘したまでです。根拠はそういうことで、増えているということではないかもしれませんが、そこは行政が進めるエビデンスが不足していますよということを行っています。

以上です。

○小林たかや委員長 はい。嶋崎委員。

○嶋崎委員 そもそも今日の委員会は、この公聴会の新しいご提案を区民の皆さんから頂いて、それを、我々は、ある意味、千代田区役所としては、まちづくりとしては、公聴会はどうなんですかねということやずっと言っていたわけだ。ところが、この当委員会においても、併せて、都計審においても、先生方からも、まあ、できるのであれば、きちっと法の手続が、なくてもいいんだけど、16条の1項に書いてあるんだから、できれば丁寧にやったほうがいいんじゃないのと、こういうご指摘も受けて、それで、公聴会も開きますと。僕ら、私も委員ですから、そのときに、加島部長が判断を、そのときの雰囲気も含めて判断をして、踏み切ったわけですよ。それで、公聴会もやりますよということでお約束もできたわけだ。ね。できたんだから、これ、今日、全部、中身やるという話じゃ

なくて、あくまでも公聴会を開くにはどうしたらいいんですかという運営をしてくれないと、何のために、今日、ねえ、委員会を開いたのか分からないと僕は思うんだけど、委員長、整理してくれよ、少し。

○小林たかや委員長 はい。陳情の審査で、今回は、公聴会が開かれるまで委員会が開かれないと、公聴会が開かれるのに、委員会が開かれないと公聴会の審査ができないので、その審査をするために委員会を開いておりますので、その経緯と違って聞いておりました、公聴会に入る、これまでが。経緯を今説明したんで、経緯から公聴会の議論に、審査に入りたいと思いますけども、よろしいですか。今、そういう意見が出ておりますんで。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、今までこの陳情の説明を流れでしていただきましたけれども、続けて、ちょっと扱いは後でするとして、続けて、送付4-30、日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情というのがございますから、その部分含めて、これ全部、全部絡むんで、審査をさせていただいたほうがいいかと思っておりますけれども。公聴会のほうまで入って。

○小枝副委員長 新たな陳情で。

○小林たかや委員長 新たな陳情で。それでよろしいですか、併せて。

○嶋崎委員 みんな集まったからさ。

○小林たかや委員長 もう流れはそこまで来ましたので。いいですか。

○嶋崎委員 流れはその陳情なんだ。

○小林たかや委員長 はい。それでは、新たな陳情のほうの説明がございましたら、お願いできますか。（「先ほどの」と呼ぶ者あり）先ほどの、全部ですよ。

○嶋崎委員 担当者が誰かの話で……

○小林たかや委員長 それは、質疑で。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 今、公聴会の話をしましたけど、実際に公聴会の中身がまだ我々に知らされていないわけなんで、どういう形で、どういう手順・手続で説明をされるのか。そこをまず聞かせていただかないと、やり取りもできないと思うんで、この今回の公聴会の中身の話聞かせてくださいよ。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 失礼いたしました。先ほど説明の中で触れさせて、改めて、その公聴会というところの部分について、ポイントをお伝えさせていただきます。

公聴会、1月26日、夕刻、夜6時を予定しております、16条1項に基づき開催しようというふうに考えているところでございます。公述人は6名と設定をさせていただいております。1名当たり15分以内の公述時間を設定しております。公述申出書のほうは1月5日から1月17日まで受け付けております。申し込み件数は73件となっております。傍聴はウェブ傍聴で定員500名という形で、1月25日までの期間を設定しています。

で、賛成、反対、様々な公述申出書のほうを頂いております。区といたしましては、推進する声、賛成のご意見、こういうところはちょっとまだ足りないんじゃないかというよ

うな反対のご意見、そこを均等な形で、それぞれをきちっと陳述を頂くというような選定の仕方、例えば6名であれば3人ずつというような形で選定をしていくのかなと。かなり論旨が被っている部分が結構多いものですから、その辺りは幅広い陳述の内容となるように、配慮をして選んでいくのかなということを考えております。

ちなみになんですけども、73件、1件ちょっとまだ不明というか、賛成か反対かというところが不明確なところがあるんですけども、73件のうち、賛成意見が41件で、反対が31件と。で、今申しあげました不明が1件というような一応構成になっております。そこで3名ずつ選定をさせていただきたいと、いただこうかなというふうに現時点では考えているところでございます。

一旦、以上でございます。

○嶋崎委員 今、公述人が6名を計画しているけれども、希望者が71とか70とかいう話でしょ。ねえ。もうちょっとさ、せっかくやるんならば、せっかくやるんならば、そこまで腹をくくってやるんならば、もう少しここは広げて、例えば10人がいいのか8人がいいのか分からないけれども、もう少しそのところは広げておいたほうが、今後の、せっかくこういうまさに公聴会を開くわけだから、今後のやっぱり千代田区の姿勢というか、そういうものが明らかになるんじゃないかなというふうに思うんだけど、そのところの基準とかいうのが、あるのかないのか分からんけれども、増やせるものなんですか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 千代田区のほうの基準として、明確に何名と定まっているものではございません。今回、先ほど申しあげましたとおり、先日行われました千代田区の都市マスの公聴会、そういった前例を見て、6名というような設定をしているところでございます。

で、1月17日まで申込みを受け付けたところ、非常に予想を上回る数になったというところでございますので、ちょっとその辺は、頂いた申出書に対して、そのバランスという意味では、もう少し増やすというところも含めて、ちょっと検討したほうがいいのかというふうに考えているところでございます。

○嶋崎委員 まあ、せっかくだからね、そのぐらいの懐を深く持ってやられたほうがいいんじゃないですか。ここで何人というのは、それは執行機関の考え方なんで、多分、当委員会の皆さんは少し増やしたほうがいいんじゃないのかねと、そういう印象は僕は受けたんで、今、課長からそういうふうなご答弁を頂いたんで、そのぐらいの腹積もりでやったほうが、今後のいろんな、反対にしろ賛成にしろ、いろんな意見も出るだろうし、その集約もしやすくなるというようなことなんで、ぜひそれは受け止めていただいて、増やせるんならば増やしていただきたいと再度思いますので、よろしくお願ひします。

○小林たかや委員長 部長。

○加島まちづくり担当部長 今ご議論いただいているのは、送付5-1、環境・まちづくり特別委員会の早期開催を求める陳情の中で、公聴会の進め方、あと決め方みたいなのところに陳情を頂いているといったところでございます。

この中で、回数がとかウェブがとか、そういったところに関しては、大変申し訳ないんですけども、我々も今回、当初は公聴会云々という話だったんですけど、公聴会、先ほど嶋崎委員に言われるように、公聴会はもうやりますと断言させていただきました。その中で、回数だとか傍聴だとかに関しては、なかなかこれを変えるということはちょっと難

しいといったところがあるかなと。公述人のプライバシーだとか、やはり言いたいことを言っていたくためにというところも考えていますので、そういったようなところは、ちょっと変えるということは考えにくいんですけども、公述人に関しましては、先ほどご答弁させていただいたように、七十数人という形なので、そこからすると、6人でいいのかということもありますので、そこはもう増やすということで、今、何名ということとはちょっと申し上げませんが、ちょっと時間の配分なども検討しながら、6名ではなく増やすということで、ご理解いただくと、大変ありがたいというふうに思っております。

○嶋崎委員 了解。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

○岩田委員 すみません。ベーシックなところから。そもそも公聴会の目的は何でしょうか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 区のほうで今後都市計画案を作成していくに当たって、広く区民の皆様、利害のある皆様方の当都市計画の案に関するご意見を賜り、反映すべきところを反映していくというために開催するものでございます。

○岩田委員 あくまで例えばの話、例えば公述人が希望したら、公述人同士で相互間で質疑とか議論とか、そういうのが行われるなんていうことも考えられる、想定できるのではないかなと思うんですけど、そこはどうですか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 運用基準のほうにもそのような対応というところの記述はございます。ただ、一方で、ちょっとなかなか、これまで開催したオープンハウスですとか、そういった場において、かなり会場の雰囲気というか、が非常に怖いとか、なかなか意見が言いつらいとか、そういったご意見もいろいろ賜っているところでもございますので、ちょっと公述人同士というのはなかなか厳しいかなと。それぞれ意見が両極ございます中で、というところは難しいかなというふうに考えております。

一方、都市計画の担当者と、というところにつきましては、今回ちょっと人数をまた増やしていくというところでございますので、公述時間との関係もございまして、検討はしてまいろうかなというふうに考えています。

○岩田委員 で、公述人の方から、住民の方からいろいろ意見を聞くと。その意見を聞いて、それがどのように都市計画の案に反映されたか。そういうのは、都市計画審議会に報告していただけるんだろうと思うんですけど、それというのは、報告だけじゃなくて、都市計画にどういうふうに反映するのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 ちょっとどのように反映するのかというのは、今まだ公聴会もやっていない時点で、ちょっと明言はなかなかできないところではございますが、どのように反映をしたのか、どういう公述の内容を頂いていて、それに対して、それそれに対して区としてどう考えるのか、それらは全て公表する形で対応させていただこうと思っております。

○岩田委員 分かりました。

すみません。さっき僕、質問していて、関連で、ちょっと途中が遮られちゃったんで、さっきの企画提案書の話をちょっと、もう一回ちょっとだけさせてください。企画提案書

を出して、それに対していろいろ意見を言って、それを改善して、そういうのを繰り返して、企画評価書というのをまとめるものだと思うんですけど。でも、そういうのは要らないと言っちゃって大丈夫なんですかね。やっぱりそういうところでいろいろ意見をもんで、いいものを出すというのが筋なんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 促進区の運用基準に基づき、整合しているかどうかというところにつきましては、提案という形では10月12日に頂いておりますけども、もちろんいろいろな確認とかもしていた経緯ももちろんございますので、それはどこの地区でもそうだと思いますけども、ですので、その部分が確かであろうというところは区としても確認をしているというところがございます。その提案を受けて、その内容について区として進めるかどうかということ、繰り返しになりますけども、判断させていただいたというところがございます。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 先ほど、今、ただいま締め切っている賛成、反対の数字についてのご説明がありましたけれども、それについては、在住、在勤の別についてはカウントするような方法になっていないんでしたでしょうかね。ちょっとよく見ていないので。それ、分かれば、中身も教えていただければなというふうに思います。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 すみません。どういった関係があるかというのは書く形にしておりますので、それぞれどういった属性かというのは把握をできるところでございます。

ちょっと番町、番町エリアにお住まいの方という切り口でいきますと、73件と申し上げましたが、32件頂いております、賛成と反対が16件ずつというような形でございます。

○小枝副委員長 分かりました。

それから、先ほど公聴会の目的ということで、区民の、住民のでしたかね、意見を聞いて、区案を作成するに当たって、区案に反映するための公聴会であるという、そういうご答弁があったというふうに思います。まあ、パーフェクトというか、そのとおりだというふうに思います。で、その反映の在り方については、区はこう考えたからということ、もちろんたたき台は区がつくらなければいけないわけですけども、こういうふうな反映の仕方かどうかということが、都市計画審議会及びこの議会のほうにも提案されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 議会及び都市計画審議会のほうにどのように反映したのかということについては、ご報告を差し上げるということで考えております。

○小枝副委員長 先に、嶋崎委員のほうから、人数の拡大の話、提案があって、その方向については確認はされたというふうに聞いておりますが、そのご答弁の中で、ウェブ傍聴についてのことがありました。陳情書にも書かれておりますし、国の運用指針の中にも書かれてあるわけなんですけれども、七十数名の意見をどう反映していくかというときに、文面上というと、公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようにすることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮すべきである、と。これはここまでのところで、陳情の指摘があるとい

う極めて不十分な、ウェブ、ウェブと言うけれども、高齢者の人はQRコードに当たることは、これはできません。ただ、日にちと名前だけ書いてあっても何が聞かれているのかわからないということが、一つ課題としては今回残っただろうと。

そして、「また」というところ以降で、また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する市町村の担当者と、あるいは公述人に相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられるということですね。

この国交省の運用指針の記述、こうあることが好ましい、好ましいということに基づいて公聴会を開催するに至ったのであれば、やり方においても好ましい方法を取ることが好ましいに相違ないと思うんですね。開催に当たっての広報の仕方については、今日この時間で言っても雰囲気が悪くなるんでしょうから、今ちょっと言いませんけれども、非常に番町において不自然であったし、去年の委員会のときにも、1月5日号なんですかというふうにとなたかが聞いたら、いや、それはまだ決まっていませんなんておっしゃって、実際は11月半ばにはもう広報の枠取りをしていたわけですね。

そういうふうな、非常に、何ていうんでしょうね、どうなのか。そういう、議員にも伝えない、区民にも伝えない。そして2週間の告知期間を置くのが普通であるのに、たった12日の告知期間しかない。1月5日号を見て、知りたかったら、ウェブはできる人だけ入ってこいというやり方は、極めて適切でない。もうこの間そういう指摘が多いわけですけども、そういう印象を持ちます。

しかし、今後というところで考えるならば、やはり高齢者の方は、ウェブで見てくれと言われても、それを見ることは非常に難しいですから、人数を区切るのには仕方がないと思いますし、外神田でも60名の定員の説明会というのがこれからありますけど、そういう密にならない範囲での傍聴というものについては、どこでも認めていないところを見たことがないですし、直近では神宮外苑の環境アセスを聞きに行ったことがあるんですけども、非常に港区の大きな会場で、本当に誰でも出入り自由で、一日中かけてやっていました。そういう好ましい運営をしていただきたいという意味で、ぜひ、定員、これは仕方がないですけども、傍聴を認めてもらうというふうなことが、それは当然だというふうに思うんですけども、まずお考えを伺いたいと。

○加島まちづくり担当部長 傍聴に関しては、ウェブ傍聴のみという形でやらせていただきます。

先ほど小枝委員が言われた公聴会の一般的な進め方というところなんですけれども、それはやはり国だとか都だとか、都市計画を打っていくときに、やはり住民の方々が、どちらかという都市計画に関して反対というような、いろいろ意見があるからということの進め方として、ちゃんと住民の意見を聞いて、自治体、公共だとか、そこら辺はしっかり検討することということだと思っただろうと。

今回、この日本テレビの開発に関しましては、この地域の方々の意見が分かれているといったようなのが事実です。そういった中で、やはりやり方というのは、今の一般的なやり方とはちょっと違っただろうなといったようなところで、今回、ウェブの傍聴という形

でやらせていただくというところでございます。

○小枝副委員長 意見が分かれているので、ウェブのみで、リアル傍聴は認めないという部長の答弁でしたけれども、それは、社会一般的にいろんな様々な意見を出し合って議論をする中で、共通項を見いだしていくという知恵を出すことが、私たち議員の役目でもあるし行政の役割でもあるというふうに思うので、そういうやり方をすれば、かえって物別れになってしまうんじゃないかというふうに思いますし、せっかくやった公聴会が非常に不自然な閉鎖的なものになってしまうということで、好ましくない方向だというふうに言われてしまう話だと私は思います。

今日せっかく、公聴会をやるということについては本来評価すべきことだというふうには思うんで、その中で足りないところを挙げ連ねるよりも、どうしたらよりいい方向に向かうかを、意見一致を、不足分を加味しながら、認め合いながら、本当はこういうふうな陳情についても整理していくというような方向性が望ましいというふうに思っているんですけども、そのところが、おっしゃることが全く分からないわけではないんですけども、どうにか知恵が出ないかなというふうには思うんですね。

開かれた議会、開かれた行政、開かれたまちづくり、そういうふうな形で持っていくためのプロセスとして考えたときに、きれいごとで済まないよということはあるとは思いますが、じゃあ、選ぶときに、公開の中でも公述できるという選定の仕方もあると思うんですね。ちょっと日本人の特徴でもあると思うんですけども、やっぱり公開の場で議論するとかいうのが苦手だという人は、できない場合、そういった適性も含めて選定していけばいいということになりませんか。知恵を出し合っていくことで乗り越えられる話じゃないかというふうに思いますけど、皆さんの意見を聞きたいと思います。

○嶋崎委員 関連。

○小林たかや委員長 はい。嶋崎委員。

○嶋崎委員 それは、いろんなやり方のご意見というのは、ここでまさに分かれる話だと私は思います。同時に、やっぱりこの今コロナ禍だということは一つある。それから、千代田区の歴史から言えば、何十年か前に公適配構想という非常に大きな区民を巻き込んだ構想があって、そのときにいろんな意見があって、本当にまちの中が二分するような話になった。よしあしは別ですよ。よしあしは別。だけど、結果的に言えば、非常にまちの中がぎすぎすして、非常に嫌な雰囲気になって、あった。ようやく今、何となくそれが解けてきて、いい雰囲気になったところに、またこの問題が出て、それで公の場でまちの方たちが、その双方がそういう場で話をするというのは、私はあまりいい話にならないと。

この間も都計審のところで、最後に会長に僕が申し上げたのは、この話が区民を二分するようなことはないように、ぜひとも会長のご尽力を頂きたいというふうに私は意見を申し上げました。ぜひともそこは、いろんな意見があるのは十二分に承知しますし、この当委員会の中でも多分これは賛否を取ったら分かれるでしょう。そういう中で、多分、執行機関としては、このやり方でやらせていただきたい。ただ、どうしてもご高齢の方やなんか漏れるところは、ここは利便性の向上だけじゃなくて、そういうことだけじゃなくて、きちっと何かの手だてをきちっとするという、そういうものを一方で持ちながら、今回の公聴会を僕は開催してほしいというふうに、私はそういうふうに思います。

これは意見です。

○小林たかや委員長 今、執行機関のほうは、例えばウェブはもうこれで決めましたとい
って進めようとしています。一方、今、嶋崎委員もそうなんですけど、意見が出ているの
は、それで終わっちゃうと、そういうやり方よりも、抜ける部分を何かフォローしてくれ
ませんかというのが意見、提案だと思うんですけど、そういう、少しね、今もう時間もない
んだろうけれども、その中でどうしても公聴会に漏れてしまう、傍聴に漏れてしまう人や、
そういう部分の知恵を出すって、一つの先ほど知恵が6人の人数を増やしていくという、
委員会から指摘を受けて、嶋崎委員が意見を言って、執行機関もそれを検討するとのんで
いただいた。一方、今、副委員長と嶋崎委員にご指摘いただいた中で、せっかくだから例
えばウェブの数を増やすのか、それはちょっと分かりませんが、そういう例えばお
年寄りウェブに接することができない人をどうするのかというのを、そういうところを
今回の公聴会をやる中で委員会のやっている意義があると思うんで、その辺は、言い切
られたんですけど、検討できる余地が少しでもあるなら、その辺のことを含みというか、
その辺のことを検討していただけるかどうかの確認をさせていただきたくなんですけれど。

○加島まちづくり担当部長 傍聴に関しては、先ほど述べたようにウェブの傍聴という形
で取らせていただくと。そのウェブの傍聴が、いろいろな条件だとか、そういったとこ
ろでちょっと見られないだとか、見方が分からないだとか、そういったところがありまし
たら、我々にちょっとご相談いただきたいなというふうに思います。そこで何らか見られ
るものにできないかだとか、あとは、あくまでもこれは傍聴で、意見を言ってもらおうとい
うところなので、その議事録だとか記録だとか、あとは当日の傍聴に関しては、画像で、
まあ、画像って顔が見えるような形にならないと思うんですけど、何らか残してホームペ
ージだとかに載せたいなというふうに思っていますので、それ以外にも何か検討ができる
ということであれば、ちょっとそこら辺は検討をさせていただきたいなと思います。

○小林たかや委員長 はい。大坂委員。

○大坂委員 傍聴の件について、少し提案させていただきたいんですけども、私も現場
に傍聴人が入ってということについては、やはり様々な意見がある中ですので、それはな
かなか難しいんだろうなというふうに思っています。で、ネットを通じて、ウェブを通じ
てということなので、一つの案として、例えばなんですけれども、出張所とかでその映
像を限定的に流すですとか、そういったことなんかは、限られた範囲の中では可能なんじ
ゃないのかなというふうに考えるんですけども、できればそういった形で、ご高齢の方
でウェブにたどり着けないというような方を救済しつつ、なおかつ幅広い方に、少しで
も幅広い方に見ていただくということはできるんじゃないのかなというふうに思うんですけ
れども、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 ご提案いただきましたので、そういったやり方も含めて、正
直どういった方がウェブを見れないのかというようなところが、こちらまで届いていない
といったところ、逆にウェブだからもう諦めちゃったとかという方がいらっしゃるのかな
と思いますし、そういったところをまた、当日までにちょっと広報を打つだとか、そうい
ったことはできませんので、もし近くの方々にそういったご意見があったら、ちょっと私
どもにお寄せいただけると大変助かりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。
また、今の大坂委員のご提案、ちょっといろいろと検討させていただきたいなと思ひます。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

○木村委員 区が今回公聴会の開催に踏み切った。これは画期的だと思うんですね。都市計画法に基づく公聴会の実施というのは、区政史上初めてでしょ。ですから、こういう公聴会、住民の声を反映できるような形、都市計画の案に反映させるための公聴会でありますので、これをいかに有意義なものに育てていくのかという視点が私は大事じゃないかなというふうに思っています。それで、その開催も含めて、内容も裁量権、行政側に持っている。この辺も前提の上で意見だけ述べさせていただきたいんですね。

先ほど嶋崎委員からも、公述人の数についてもうちょっと検討できないのか、珍しく意見が一致しましたし、（発言する者あり）それから様々なそのほかの内容についても一応検討はしていくと。

で、公聴会というのは、先ほども言いましたように、都市計画の案に住民の意見を反映させるために開かれるもの。これを一つ基準として、どうあるべきかというのは考えていくもので、これがベストって、ないと思うんですよ。今回初めての試みでもありますので、今回実施をされると。それを踏まえて、やはり当該委員会としても、これだけの陳情書が公聴会に対して寄せられていますので、それを踏まえて今後どういうふうに改善していくのか。公聴会の在り方を、住民の意見を反映できる都市計画案をつくるための重要なツールとしてどう位置づけて、それで改善を図っていくのかということ、やっぱり当該委員会としても重大な関心を持って位置づけていく必要があるんじゃないかなと思うんです。これで終わりということではなくて。そういった意味では、今回の公聴会の位置づけも含めて、やはり今後も、この問題については当該委員会としても位置づけて調査を続けていくという形で――扱いになっちゃったか。（発言する者あり）捉えていくということが、私は大事じゃないかなというふうに思うんですね。

ちょっとそれは後で委員長に伺いたいことと、その上でもう一点だけ。これ、ちょっと大事なことなんで伺っておきたいんですよ。

先ほど、なぜウェブだけに絞るのかということについては、いろいろ反対があり、意見が分かれている下で、やはりみんなが自由に意見を言えるようにするためという、これは一つ検討されましたね。答弁されました。それはそれとして、一つの知恵だと思います。いいかどうかというのはこれは分からない、やってみないと。

ただ、同時に問われているのは、賛否がこれだけ分かれている下での都市計画提案というのが許されるのかということなわけですよ。これは、都市計画提案制度の活用手法についてということで、平成16年にまとめたもので、これは伊藤滋先生だとか岸井先生、柳沢先生、千代田区の都計審の会長さん、副会長さんなんかも加わってまとめられたものです。この中で、プロジェクト実施型の都市計画提案については、やはり周辺地域との協調が必要だと。さらには市民に支持されていることが分かる形で提案を行うことが望まれると。こう、うたっているわけですよ。公聴会の実施を、どういう公聴会を実施するのかということまで左右されるような世論が二分している状況の下で、こういった都市計画の提案がなされ、かつそれを行政が受け入れていいのかと。これ、まちが二分するんですよ。その辺を踏まえた都市計画提案についての活用徹底と、提案された場合の行政の対応というのは問われているんじゃないかと。そのために公聴会の在り方まで左右されるわけですよ。

ですから、この辺については、一つは、公聴会は今後についてもきちんと当該委員会としても議論していくということと同時に、都市計画提案制度の活用についても、これは行政としてきちんと私は整理する必要があるんじゃないかと。これをしないと、また次がありますよ。四番町でもありますし。今、地区計画で見直し案の方針ができて、これから始まっていくわけでしょ。そういうことを踏まえると、やはり今回はある意味初めてのケースなわけです、地区計画見直し方針ができた後の。そういった意味では、今後の活用手法についても、これは行政としてきちんと検証が必要じゃないかと。はっきり言うと、あまりにも安易過ぎた。そう言わざるを得ません。その辺についてのちょっとご見解だけ最後に伺っておきたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 都市計画提案に関しましては、都市計画法にのっとり、法律で定められているところがございますので、提案はできるということで認識をしております。それをどう受け止めるかといったところは、やはり自治体、各自治体、区は、千代田区でもそれは検討すると。もちろん検討しなければいけないというところなので、そういった考え方でございます。

今回の都市計画提案をきっかけとして、いろいろなところで都市計画提案が出てくるんじゃないかと。その場合どうするんだというようなご質問だったかなと思うんですけども、すみません。ちょっと資料がどれだったかなというのはあるんですけども、今回おつけした陳情のお答えの中にも、そういうような危惧されたご質問がございました。やはりその中で今回の、我々としては今回の事業者さんの提案に関しては、地域の要望だとか地域の貢献だとか、そういったことを踏まえたというところで、この提案は受けるべきだろうというような判断をしたといったところがございます。今後その都市計画提案の中で、そういったものがちゃんと地域にとってもやはり必要だよねと認められるようなものであれば、それは受けるという形にはなると思うんですけども、そうではなくて、ただ単に0.5ヘクタールを超えていて都市計画提案ができるから、我々はこういうふうにするんだというようなものでは、我々はそれはちょっと受け入れられないなというところだと思いますので、それはやはり案件ごとという形になってくるかなというふうに思っております。

今回は、二番町に関しては高さが最初に150メートルという形で出て、いろいろとまちの中が二分されてきてしまったというところが、やっぱり一つちょっと大きな課題だったんだなと。それに関してのやはりなるべく早く解決したいなというのが我々の今の考え方でございます。今後、今、先ほど四番町というお話もありましたので、そこに関しては、早い時点で地域の方々の意見を聞いていただく必要があるかなというふうに思いますので、それは事業者さんのほうには十分働きかけていきたいなと。そういった意味で、今回、二番町の中にはエリアマネジメントの対応という形で、それは地区計画のほうにも書きますので、そういったものを設けることによって、今後の四番町だとか、そういったところの地域の意見を聞く手段みたいなのを、しっかりそこでやっていただきたいなというふうに考えております。

ちょっと答えになっているかどうかはあれなんですけど、そういった形で区としては考えているというところがございます。

○木村委員 ちょっと最後に一つだけ。やはりまちづくりというのは、地域コミュニティ

一のやっぱり結びつきを強めるというのが大きな目的の一つだと思うんですね。それと違った形になってしまうというのをまちづくりと言えるのか。こういう問題提起だと思うんですよ。ですから、その辺はぜひ行政としても十分認識した上で対応していただきたいと思うんですね。

それで、ちょっとその点で、これは資料の1-4かな。1-4の後ろから2ページのところの、2番目の四角の下の解説で、「日テレ通り沿道まちづくり協議会は地域を代表する方々の意見を」云々とありますよね。それで、意見を伺う場であり、個別の開発についての合意形成、賛否をとる場ではありませんという文言になっています。これは、沿道まちづくり協議会の設置要綱を見ても、目的に合意形成の場とは書いていません。ですから、こういう文言になるんだろうけれども、ただ、そうした場合、どこで合意形成を得ようとしたの。協議会は合意形成の場じゃないとなると。それは日テレが努力すべきことだというふうに区としては位置づけていたということなんですか。

今後、地区計画というのは、地区計画の見直し方針があるけれども、少なくとも進め方としては、地権者、利害関係者の同意を得て提案してくるという形が、これがオーソドックスなやり方だと思うんですよ。今回の場合、どこで合意形成を得る場として区は認めていたのかなと。区は、事務局が入ってまとめて運営している協議会でも、合意形成の場じゃありませんと。ただ意見を聞く場ですという位置づけだとしたら、どこで都市計画提案、住民に支持をされての形での都市計画提案ができるのかというふうになってくると思うんですよね。

ちょっとその辺、現状の協議会でいいのかどうかと、これは意見があると思うんだけど、少なくともこういった組織で様々な価値観を持つ人たちが話し合っって一つ一致点を見いだしていくと、そういう場は絶対必要なわけで、この辺についての位置づけが、これによって何かないがしろというか、軽視されていくんじゃないか、ちょっと心配を感じたので質問させていただきました。

○加島まちづくり担当部長 合意形成というと、皆さんが、全員がこの握手できるようなといったところだと思うんですけれども、協議会に関しては、合意形成の過程、そういった場なんだろうと。その中でやはり意見が食い違っちゃう、まあ、まとめれば一番いいと思うんですけれども、なかなかその食い違っちゃうというところがあると思うんですね。それを無理やりその場で、いや、こうだから、ここではこうだからこうだよというような合意形成みたいなのはちょっと難しいといったところで、今回、特に高さに関しての、この質問がそういった形になっておりますので、そこに関して、その場で、じゃあこれでいいよねと、一方的に賛否を取って、それでいいのかというようなところまでというところは、ちょっとそこまでの協議会ではないですよという意味で書かさせていただいているといったところでございます。合意形成の過程をやはり大事だというふうに我々は感じておりますので、協議会の中でいろいろと議論していただくということは大事なのかなというふうには思っております。

○岩田委員 関連。

○小林たかや委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 すみません。関連で。

先ほど、今回の場合ですと、日本テレビから提案があった。そして、区としていろいろ

考えて、地区計画の変更が必要かどうかなんていうのを考えなきゃならないというようなお話がありましたけど、僕、前、質問したときに、まあ、ろくな会議体というのはちょっと失礼ですね、ちゃんとまとも、まともなというのも失礼だ。何ていえばいいのかな。うーん、ちょっと僕の想像するようなしっかりとした会議体ではなかったような気がするんですね。まさにイメージとして、日本テレビから提案された、間髪を入れず、はい、じゃあ、地区計画変更必要ですというような判断をしたような気がするんですよ。そのときに、日本テレビから提案された。で、もうその次の日かそれぐらいの委員会では、あ、もう地区計画は変更というふうに判断しましたのでと。じゃあ、どこで判断したんだというような話のときに、じゃあ、何人ぐらいの人たちが、どれぐらいの会議体で、何時間ぐらい話し合っ、て、どういう話になって決めたのかというような話を僕が質問したら、何かあんまり答えてくれなかったんですが。僕のちょっと考えが浅はかなのか、ちょっと納得ができなかったんですけど、そこをもう一回お願いします。説明してください。

○小林たかや委員長 担当課長。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 どういう会議体かというところでございますけども、首脳会議という書き方をしておりますが、区長、副区長、関連する関係各部署、部長クラスで集まりまして、提案内容について我々まちづくり部のほうから説明をして、今後進めていくかという判断をしていただいたというところでございます。ですので、区の庁内の関連する部署、かなり多岐にわたって、そのトップが一堂に会するという位置づけの場で議論し、判断をしたというところでございます。

○岩田委員 首脳会議というふうなお話なんですけども、この開発するという、その話を進めるに当たってのこのエビデンスというのはどんなものなんですかね。これだけまちが二分していて、むしろアンケートでは反対派のほうが多かった。多少であっても。にもかかわらず区が進めようというのは、中立性を欠いているんじゃないか。そういうふうに思うんですけど、そこはどうでしょう。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 その合意の、区として都市計画マスタープランのほうでもいろいろ施策のほうを掲げておりますけども、日本テレビ通り沿道に業務機能と、それからまた商業機能の集積を図りつつ、緑化や地域交流を促す広場などの足元空間を整備していくということは、住宅と商業、業務施設の調和、共存したまちづくり、空間的ゆとりがある、緑に包まれた住環境の形成に資するものだ。今回の提案についてはそういったことで、そこの住環境の向上というものに資するものであるというところで、判断をさせていただいたというところでございます。

○岩田委員 今の住環境むにゃむにゃのところの説明はいいんです。そうではなく、もう完全にまちが二分されている。ほぼ同数、むしろ反対のほうが多い状態で、何でこの話を進めていこうというのか。その時点で区の中立性が保たれていないんじゃないかというふうに言っているんです。そこを説明してください。

○加島まちづくり担当部長 今回、区としては、先ほど担当課長がご説明したように、地域貢献だとか広場だとか、先ほどのエリアマネジメントもそうですし、麴町駅のバリアフリーだとか、そういったところの整備は、やはり二番町で開発するのであれば、やるべきだろうと。やっていただくべきだろうというふうな認識です。それも、反対派、すみません、反対されている方も、実はそういったところはやはりやってほしいよねといったとこ

ろで、あとは高さといったところなのかなと。事業者さんはそういった地域貢献だとか、そういったものをやる上では、このぐらいの建物のボリュームだとか、そういったものが必要ですということなので、区としても、先ほど言ったように地域のためになるものであるというふうな判断で、その提案を受けて進めているといったようなところでございますので、そういった理解をしていただければなど。その高さに関してのいろいろなご意見はあるというのは事実ですので、だからこそ、こういった公聴会や都市計画の手続の中で審議していただくというふうな形になっているというところでございます。

○小林たかや委員長 はい。

岩田委員、先ほども打ち切りましたけど、関連はあるのは分かりますけど、今回、公聴会が開かれるに当たって、その公聴会の中でどのように、今、執行機関は決めているんですけれども、有効に公聴会が開かれるかということについての陳情を審査しているんで。

○岩田委員 えっ、ほかにもいろいろありますよね。陳情で、例えば……

○小林たかや委員長 主にね。

○岩田委員 あ、主にですよね。

○小林たかや委員長 そうです。

○岩田委員 はい。主にですよね。

○小林たかや委員長 今日はそこをやりたいんです。陳情へ入っていっちゃうと、公聴会のほうの整理ができなくなっちゃうと困りますので、公聴会に関わる、関連するところの、一括でやっていますけれども、後で整理しますから、お願いできますか。公聴会が行われるのはもう1月26日、日程で行われちゃうんで、その後で整理できるものはしますけれども、今整理しなくちゃいけないのはその部分なんで、そちらの内容で意見、質疑をお願いしたいんです。

○岩田委員 ふーん。じゃあ、その後でというのは、どこら辺のタイミングでできるんでしょうか。

○小林たかや委員長 次の委員会になりますね。

○岩田委員 次の委員会で。

○小林たかや委員長 はい。

○岩田委員 公聴会の後ということですね。分かりました。

○小林たかや委員長 公聴会の後になります。

ほかにごありますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、先ほど木村委員から、公聴会の在り方についてご意見を頂いて、委員会でその部分については、今後も公聴会が開かれるようになるので、委員会として一応の整理をしろというご意見がありましたけれど、ちょっとここで今全てをやるのがなかなか難しいと思いますので、できましたら、今は、もう今意見はないようですけれども、今度の開かれる公聴会、あと外神田のあれもありますけれども、公聴会の中で、今、執行機関が考えているもので、先ほどいろいろな委員会の中から出た知恵で円滑に開かれるようにする部分をお願いしたんで、それとは別に、本来の在り方というのを次の委員会で方向性をつくっていくということによろしいんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがですか。皆さんいいですか。今日の段階は、公聴会はもう開かれるの

が決まっていますから、どうすればその公聴会が有効に開かれるかのご提案、委員会としての申入れをしていきます。ただ、今後それだけですと、もう開かれるところに入らない部分や、本来は入ってはいなくてはいけない部分を整理しなくちゃいけないんで、それについては次回までに、ちょっと少し公聴会の実質的なあり方みたいなものについては、次回の委員会で少し皆さんと方向性を探っていきたいというような整理でお願いしたいんですけど、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。では、そのように進めたいと思います。

ちょっと日程の部分が今ありましたけれど、ちょっと一旦休憩させていただいて、トイシ休憩も含めて一旦休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時47分再開

○小林たかや委員長 すみません。それでは、委員会を再開いたします。

本日、先ほどまで出ました委員の意見を集約いたします。

1、千代田区として初の公聴会を開催することについては、当委員会としては一定の評価をする。

2、しかしながら、陳情審査の過程で、今回の公聴会の公述人の人数、傍聴のあり方、告知の方法など、委員からいくつかの改善点の指摘がなされています。

三つ目、今後は、より区民の声を反映する公聴会のあり方について、引き続き当委員会では検討することということが確認されました。

4番目、都市計画提案制度のあり方については、様々な課題が提起されました。今後の提案については、区民を二分することがないよう、どのような手順手続きが好ましいかについて、区として検討するように申し入れたいと、入れるということで集約をしたいと思います。

それで、今回の陳情……。 (発言する者あり)

休憩しますか。

すみません。ただいま委員長が集約をした点について、議論を中で、よろしゅうございますか。何か抜けた——はい、どうぞ、木村委員。

○木村委員 3番目に言われた「今後は、」ということは、今回、実施される公聴会とは全く無関係にということじゃないですよ。それとは別にということではなくて、それも含めて、より住民の声を反映できるような公聴会を検討していくということでよろしい。それだけ、ちょっと確認させていただきます。

○小林たかや委員長 今、木村委員から出ましたけど、そういう今回の公聴会ももちろんということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、今、4点確認しましたけれども、この提案をまとめましたけれども、これでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、陳情につきまして、送付4-22、日本テレビ通り沿道まちづくりに関するオープンハウスについての陳情、送付4-28、日本テレビ再

開発提案に関する説明会の再度開催を求める陳情書、送付4-29、日本テレビ再開発提案に関する再度の説明会に係る質問や意見等の陳情書、送付4-31、「二番町地区 地区計画の変更に係る素案」に関する事実関係及び区の見解を明らかにするように求める陳情、送付4-32、二番町地区地区計画変更（素案）に関する公聴会について、送付4-33、公聴会の開催にあたっての陳情、送付4-34、日本テレビ通り沿道まちづくりに関するオープンハウスのアンケートの詳細な集計報告を求める陳情書、送付5-1、公聴会の開催方法に関して審議する環境・まちづくり特別委員会の早期開催を求める陳情、送付4-30、日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更にに関して、都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情の以上9件の陳情につきましてもは取扱いをいかがいたしましょうか。

○嶋崎委員 今日の中で公聴会の話を含めて、今、委員長が集約をされた4項目。4項目についても、委員会としても集約をされたということですし、それから、今日の中身は非常に議論が濃かったと私は思っております。執行機関もしっかりとそれは委員会のことを踏まえて受け止めてもらったんだろうというふうに思いますので、今日の議事録を添えて陳情者にお返しをするというところでここは整理をされたほうが良いというふうに思いますけど、お諮りを頂きたいと思います。

○小林たかや委員長 はい。今、嶋崎委員からありましたけれども、そのような形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、審査を終了いたします。

それでは、残りの送付5-2、「日本テレビ通り沿道まちづくりに関するオープンハウスについての陳情」に対する回答等を受けての行政の在り方を問う陳情書については取扱いはいかがいたしましょうか。（「はっきり回答が来ていない」と呼ぶ者あり）回答が来ていない。（発言する者あり）はい。

まだ、これについては回答が来ていないので、継続扱いとさせていただきますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

では次に、外神田一丁目南部地区まちづくりについて、日程1、陳情審査と日程2の報告事項（2）を一括で行います。

報告事項（2）外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、執行機関から報告を求めます。

○神原地域まちづくり課長 それでは、環境まちづくり部資料2をご覧くださいませでしょうか。外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する説明会及び公聴会の開催について報告させていただきます。

まず、1)のまちづくり説明会です。外神田一丁目南部地区の再開発及び区有地、区道の廃道等に関して区から参加者及び傍聴の方々に説明する場を設けさせていただきます。2回の開催を予定をしております、1回目が1月27日の金曜日18時30分から万世橋出張所となっております。2回目は翌日の28日の土曜日14時から区役所1階の区民

ホールとなっており、両日とも会場の都合により定員60名の先着順とさせていただいております。またWEB上の傍聴も行います。説明会の開催時間に合わせて、区のホームページからご覧いただけるように、手配していきたいと考えてございます。

次に、2)のまちづくりに関する公聴会です。外神田一丁目南部地区の再開発及び区有地等について、地域の皆さんが公述（発表）できる機会を設けるものです。日時は2月10日の金曜日午後6時から万世橋出張所で開催します。公聴会の開催に当たり公述人の募集を行います。定員は6名とし、申込多数の場合は公正な審査のうえで決定させていただきます。公述時間は1人あたり15分以内としております。公聴会の位置づけは法16条第1項に準ずるものとし、公述の内容は都市計画に限定しない形式としたいと考えております。申込みの方法は2月3日の金曜日までに公述申請書をEメールやファクスなどで提出していただきます。また、WEBによる傍聴の募集を行います。申込みの方法は記載のとおりでございます。公聴会に関しましては、明日1月20日号の広報千代田や区ホームページ、コミュニティ掲示板等で周知を図ってまいります。

私からの説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。報告が終わりました。本件に関する継続中の陳情は送付4-22、28以外の18件です。全て関連するため一括で審査するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、質疑、質問を受けます。審査に入ります。

○牛尾委員 外神田一丁目も説明会、公聴会が開かれるということは、一つ大きな前進だというふうに思います。まず確認をしたいんですけども、この1月の27、28に行う説明会、区道を中心ということはこの間委員会でも言われていましたけれど、区有地等に関する説明会、どのような中身を説明するというふうに予定していますか。

○神原地域まちづくり課長 中身につきましては、再開発事業の説明等をしてから大分間が空いてございますので、都市計画も含めてでございますが、事業の内容を含め、区有施設の現状や課題、今後どのような施設を目指していくのかといったものが一つ。それに当たりまして、今回、計画しております区道の廃道、宅地化に関しまして、どのような形でそれが従後の資産に変化していくのか。また、そういったどのような方法で従後の資産になっていくのかといったものを説明していくようなことを想定してございます。

○牛尾委員 その際に、例えば区道の場合、区民にとっては私たちの財産が一体どういうふうな評価になっているのかというのも一つ知りたいと思うところであると思うんですよ。そういった具体的な、例えば数字に関したり、そうしたところまで説明がされるということですか。それとも単なる計算方法といいますか、そういった形になっちゃうんですか。

○神原地域まちづくり課長 具体の評価額みたいなものまではお示しするようなことは考えてございません。ただ、どのような考え方で評価がされるのかといったことについてはご説明させていただきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 そうなりますと、次の公聴会にも関わってくると思うんですけど、日テシの二番町の公聴会のように、公聴会を開くということは、都市計画に住民、区民、地権者の声を反映させると、そのために開かれると。外神田一丁目南部地区のまちづくりも同

じだと思っんですよね。その際に、やはり住民の側がこの計画に対して意見を言いたいといった場合に、単にまちづくり全体とか高さ云々だけではなくて、やはりここは地域の多くを区有地、都有地、国有地、公有地が占めているわけであって、そうした土地がどうなるのか、我々区民にとってどうすればいいのかということについても意見を述べたいという方がいらっしゃると思っんですね。その際に、やはり情報がないと、なかなか意見を言えない、一般的なことしか言えなくなってしまうと。やっぱりそういうことでは実のある公聴会にならないと思っんですけれども、やはり区道がどういった評価をされたのかとか、そういったことに関しては、やはり情報を知らせていく、何らかの形で知らせていくということが必要だと思っんですけれども、そこについての考えはいかがですか。

○神原地域まちづくり課長 当然、説明会の中でも我々として分かりやすく理解しやすい説明というのもしていきたいというふうに考えてございますし、当然その後の質疑応答の時間も設けますので、より理解を深めていただけるように、丁寧な回答にも努めていきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 区道がどうなるかと。もちろん、それは大事なことだと思っんですよ。ただ、この間、五つの確認事項の中でも、工事費全体がどうなっていくのか、土地がどのように評価されていくのかというのは全くなかなか示されないと。なかなか示すのは大変だと思っんですけれども、例えば区有地に関してのみとか、そういった形で、これぐらいで評価されますと、こういう評価をされますということぐらいは、やっぱり意見を述べる方には伝えてもいいんじゃないかと、知らせるべきなんじゃないかということは思っんですけれども、そこはいかがですか。

○神原地域まちづくり課長 これまで議会のほうでもお示ししてきている情報等もございますので、その辺の説明の仕方については検討させていただきたいというふうに思っております。

○牛尾委員 はい。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 私のほうからは1点なんですけれども、今回提案されている都市計画というのは何なのかというか、何本なのかということなんですけれども、一言で再開発というんですけれども、都市計画図書というふうに考えたときに、番町であれば2本であったと。地区の提案とその他のところの2本であったと。今回も再開発促進区ですけれども、何本なんですかと。ちょっと資料を見て、あれっ、という方がいたので、その説明をしてください。

○神原地域まちづくり課長 都市計画の案、今、16条で公告・縦覧したものについては、再開発等促進区に定める地区計画の1本です。

○小枝副委員長 小川町三丁目のときの記憶では、3本あったんですね。促進区の地区計画と、それから高度地区と市街地再開発事業、この3本が議決、審議をされたわけです。で、それと同じように今回を考えたときに、高度地区のありなしはあると思っんですけれども、市街地再開発事業という都市計画も存在しているはずなのに存在していないのはなぜかという、端的に言うとそういう問いがありました。で、加えて言うと、都市計画運用指針に基づけば、市街地再開発事業という都市計画自体も公聴会の対象として付すべきであるというふうに運用指針には書かれているということなんです。区の慣習、慣例という

のは分かりませんが、この間分かったことは、2000年以降に書かれている都市計画法の運用指針について、なかなか千代田区は反映してこなかったというところなので、そこにそこがあってはならない。修正ポイントだというふうに思いますから、それがどうなっているのか。今日確認できなければ何らかの形で確認をして、どうなっているのかというのをしっかりと報告いただきたいんです。

○神原地域まちづくり課長 まず、小川町のお話が出ましたが、小川町に関しましては、高度利用地区と市街地再開発事業の都市計画提案というのが準備組合からされたということでございます。それに伴いまして、区のほうで地区計画の案をつくって16条の手続をやったということでございますので、小川町についても柔軟な手続の段階で都市計画の案として市街地再開発事業、高度利用地区といったものを合わせて3本公告・縦覧したということでございますので、外神田と全く同じ手続を踏んでいるというようなことになる、あ、外神田はまだ17条には行っておりませんが、そういったことでございます。今の段階で市街地再開発事業も都市計画であるので公聴会の対象になるのではないかというようなお話かと思いますが、これまでずっとご議論があったところで、改めて確認ということでございますが、地区計画の案に関しては16条の2項でやります。ただ、16条の1項で公聴会をやってはいけないというものではないと。で、16条の第1項では、必要と認める場合は公聴会をやりなさいというふうになっていると。我々としては、これまでは必要と認めぬということで市街地再開発事業については公聴会をやってこなかったというようなことでございますので、今回も同じ取扱いとしてやってこなかったということで、これはこれまでも委員会の中でご説明させていただいたことでございますが、事実関係としてはそういったことでございます。

○小枝副委員長 区としての我々としての考え方ということはどうなんだろうというふうに認識いたしました。都市計画法の運用指針に市街地再開発事業という都市計画を公聴会の対象として諮るべきであるということについては、今、確認できますか、手元で、確認していますか。大丈夫。

○神原地域まちづくり課長 運用指針の中ではそのような記述がございますが、国土交通省の、この前、見解というものも委員会の中でご説明させていただきましたが、その中のご答弁の中でも、やはり地区計画の案の作成に関することについては、自治事務、地方公共団体の事務になりますので、その説明会、公聴会の開催についても自治体の判断に委ねられるというような解釈になってございまして、我々としてはそういった認識をしております。

○小枝副委員長 多分みんな分かりにくいと思うんですけども、自治事務なんですよ。で、今まではそれでもやらないと言ったけれども、今回は公聴会、好ましい方法でやると。加えて市街地再開発事業というのも都市計画であるという、分かりにくいんですけども、そうなんですよ。で、その市街地再開発事業という都市計画の、何というか、これは変更じゃなくて新たなんだから、決定をしようとしていることに関して、17条のみで取り扱うということではなくて、16条としてしっかりやるよというのが運用指針上の位置づけであるというご指摘が本当であるならば、これからやることですから、そういうふうにちゃんとしたらどうですかということをお願いして、極めて建設的に申し上げているので、よりよい方向で柔軟にやっていただければ済むことかと思いますが。

○神原地域まちづくり課長 先ほどご説明でもしたように、16条の第1項に準ずるとい
うような形で都市計画の案に限定するものではございませんので、市街地再開発事業に関
するご意見につきましても取り扱っていきたいとは思っております。

○小枝副委員長 その内容についてもしっかりと説明をし、皆さんにお示しをするという、
そういったもので大丈夫ですね。よろしいですね。

○神原地域まちづくり課長 そうしますと説明会の話になるかと思えますけれど、説明会
の中では、市街地再開発事業の仕組みみたいなものもご説明させていただきたいというふ
うに考えております。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、先ほど公聴会については日本テレビ通りの公聴会、二番
町の公聴会と扱いは同じということですのでよろしいですね。課長、よろしいですね、公聴会
の扱いは。

○神原地域まちづくり課長 公聴会の扱いは……

○小林たかや委員長 二番町と。

○神原地域まちづくり課長 やり方と、二番町と……

○小林たかや委員長 同様に。

○神原地域まちづくり課長 はい、検討させていただきたいというふうに思っております。

○小林たかや委員長 はい。よろしく申し上げます。

それでは、陳情の取扱いについてですが、執行機関から説明会及び公聴会に関する報告
がありまして、委員からの質疑もあり、議論してまいりました。公聴会や説明会の開催を
求める陳情が送付4-15、公聴会の開催を求める陳情、送付4-17、外神田一丁目再
開発における区有財産の取り扱いについて説明会の早期開催を求める陳情、4-20、千
代田区外神田一丁目再開発事業の都市計画決定に関する公聴会の開催を求める陳情、送付
4-21、都市再開発法3条3号に関する区の認識の確認及び住民に対する説明・協議の
機会をつくることを求める陳情書、以上4件の陳情につきましてはいかがいたしましょ
うか。（発言する者あり）

ちょっと待ってください。この4点につきましては。

○嶋崎委員 もう、前に進めるんだからさ、継続。

○小林たかや委員長 いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、ちょっと待ってください。（発言する者あり）ちょっと待ってくださ
いね。取扱いなんて、いかがいたしますか。（「休憩を取ってください」と呼ぶ者あり）
休憩します。

午後4時11分休憩

午後4時12分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開します。

以上の4件の陳情につきましてはいかがいたしましょ
うか。

○嶋崎委員 この4件に関しては、説明会をしてください、それから公聴会を開いてくださいというご要望の陳情の趣旨だと思いますので、その趣旨に沿って言えば、説明会も公聴会も開くと、こういうふうに執行機関も考えていますから、そこはお返しをさせていただいても問題はないのではないかとこのように思います。

○小林たかや委員長 はい。皆様いかがですか、委員の皆様。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、今、嶋崎委員から意見がございましたけど、この今までの中で委員会の議事録をお返ししております、今までもお返ししているんですけど、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、審査を終了いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。すみませんです。

次、参ります。その他、残り14件の陳情につきましてはいかがいたしましょうか。

○嶋崎委員 継続。

○小林たかや委員長 はい。今、継続という意見が出ましたので、継続扱いとさせていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、次に参ります。なお、外神田一丁目南部……

○嶋崎委員 休憩して……

○小林たかや委員長 休憩します。

午後4時13分休憩

午後4時14分再開

○小林たかや委員長 再開します。

それでは、次に参ります。

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する専門的事項に関わる調査の依頼をしております。青山侑氏及び大澤昭彦氏を当委員会に参考人としてお呼びし意見聴取をする件ですが、第1回定例会中に開催の予定の環境・まちづくり特別委員会にお越しして、お越しいただき——失礼しました。時間帯をそれぞれ別々に分け、お話を伺いたと思います、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 まだ予定でございますけれども、×××××××——まだ決まっていないので、（発言する者あり）すみません、訂正します。まだ委員会の日程が出ていないので、訂正いたします。失礼いたしました。時間帯を設けてそれぞれお話を伺いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。いいですよ。

○嶋崎委員 いいよ、いいよ。

○小林たかや委員長 はい。次、行きます。

あと、そのときの詳細な当日のスケジュールにつきましては、正副委員長に預らせていただきたいと思います。決まりましたら各委員の皆様にご連絡したいと思いますけど、よ

ろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。また、参考人の意見聴取する内容につきましては、正副委員長としての案を今からお配りいたします。

休憩します。

午後4時16分休憩

午後4時17分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいま配付いたしました参考人への意見を聴取する事項ですが、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する調査業務の報告内容についてとさせていただきますと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。内容は裏に入っておりますので、裏のページを確認してください。

当日の流れです。今、確認いただきました内容につきまして、私、委員長から伺い、参考人に答えていただきます。その後、委員の方々から先生に報告いただきました内容の範囲で何かほかにありましたら質問していただき、終了後、委員会を休憩し、懇談を行います。お一人の方につき、懇談も合わせて1時間程度と考えておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。以上で陳情審査及び報告事項の（2）を終了します。

続けます。次に、報告事項（3）、飯田橋駅中央地区のまちづくりについて、執行機関から報告を求めます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項（3）飯田橋駅中央地区のまちづくりについてご報告いたします。

本件は、JR飯田橋駅東口の駅前、飯田橋駅中央地区における再開発の検討についてのご報告となります。環境まちづくり部資料3をご覧ください。

対象区域につきましては、地図上で赤く塗られた箇所となります。北側に昨年10月に市街地再開発組合を設立した飯田橋駅東地区、南側に同じく昨年10月に都市計画決定を行った富士見二丁目3番街区準備組合検討区域があります。両エリアに挟まれた区域となっております。

その下でございます。飯田橋駅中央地区におけるまちづくりの検討経緯でございます。平成17年に飯田橋四丁目8番9番地区を考える会が発足し、地域の関係者を中心にまちづくりの検討が進められ、平成27年に再開発準備組合が設立されました。以降、準備組合におきまして事業スキームの検討ですとか区域内の地権者との調整を進め、令和4年9月、近隣にお住まいの方などを対象に本地区の再開発に係る事業者説明会を開催しております。この事業者説明会の内容につきましては、後ほどご説明いたします。

おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。飯田橋・富士見地域まちづくり協議会における検討経緯でございます。飯田橋・富士見地域におきましては、まちづくりに関わる地域の関係者で構成される飯田橋・富士見地域まちづくり協議会が立ち上げられ、

道路や公園、駅前広場などの都市基盤の在り方が検討されています。まちづくり協議会では、エリア内の基盤整備の方向性を示す計画を策定をしております。この駅東口につきましては、令和3年に策定した飯田橋駅東地区新整備構想において具体的な内容を示しております。

下の図をご覧ください。その飯田橋駅東地区新整備構想で示す駅東口の基盤整備の方向性です。駅前の広場空間の整備のほか、階段、エレベーター、エスカレーターの 신설などによる歩行者ネットワークの強化などを定めております。これらの定められた内容に基づき、準備組合におきましては飯田橋駅中央地区の再開発の事業内容、それが検討されております。

次のページ、3ページ目をご覧ください。令和4年9月に実施した準備組合主催による事業説明会の資料の抜粋でございます。

まず、上の四角、初めに事業概要でございます。施行者は地区内の地権者で設立する市街地再開発組合を予定しております。施行区域面積は約1.1ヘクタールで、この図で示す赤枠のエリアとなっております。

その二つ下でございます。整備内容でございます。主な公共施設として地上／地下の駅前広場の創出。それから歩車分離を見据えた自動車ネットワークの整備。地域住民の憩いとなる広場の整備。緑豊かでゆとりある歩行者ネットワークの強化を行うこととしております。その他、公共的駐輪場ですとか子育て施設などの整備を検討しております。

その下の二重丸、建築物につきましては、エリアを目白通り沿いのC-1地区と背後のC-2地区に分けて、C-1地区に高さ約150メートルの業務・商業棟、C-2地区に高さ100メートルの住宅・商業棟の2棟を建設する予定としております。

その下の資料下段をご覧ください。ただいまご説明した公共施設及び建築物の整備内容を踏まえ、まちづくり方針として示したものでございます。賑わいや活気を創出する駅前立体広場。子供の利用に配慮した、地域住民の憩いとなる緑と憩いの広場。黄色い丸で示したその二つの広場の整備や地下空間を利用した地上との歩行者ネットワークの強化などの公共施設整備を行うとともに、C-1地区に業務・商業棟、C-2地区に住宅・商業棟を配置いたします。

1枚、ページをおめくりいただきまして4ページをご覧ください。全体のイメージとして、建物断面図、そのイメージ及び駅前一体広場のパースを登載しております。参考にご覧いただければと思います。

最後に、今後の予定ですが、口頭でご説明いたします。本事業を具体化する際は、地区計画の変更が必要となるということから、計画変更に関する区主催の意見交換会、それを開催したいと考えております。意見交換会において地域の状況も把握して、ご意見を頂いた上で、今後、都市計画の手続に入っていきたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。報告が終わりました。質疑、質問を受けます。

○牛尾委員 1点だけ確認させてください。保育施設というのが公共施設を造る際の中に入っているんですけども、今、保育所の定員が空きがあるという状況なんですけれども、これから先、まだここで、かちっと確定したわけじゃないと思うんですけども、その点は一応見据えてはいるということですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 委員おっしゃるとおり、この計画を計画した際は保育園がない、ないというような時期でございまして、それで公共的なものとしてそういう保育所の設立を計画していると。今後それを整備するかどうかと、今のところは造るということで予定としておりますけれども、しっかりと子ども担当と協議しながら、その必要性についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、終了いたします。

次に、（４）神田小川町三丁目西部南地区のまちづくりについて、執行機関から報告を求めます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項（４）神田小川町三丁目西部南地区のまちづくりについてご報告いたします。

神田小川町三丁目西部南地区第一種市街地再開発事業につきましては、令和３年３月に本区の都市計画審議会で審議いたしまして、附帯意見を添えつつ、原案どおり決定されたいと答申を頂いて、翌４月に都市計画決定しております。その後の取組状況につきましてのご報告となります。環境まちづくり部資料４をご覧ください。

本件地につきましては、資料左上の位置図のとおり、ＪＲ御茶ノ水駅から明大通りを南に下った駿河台下交差点沿い、赤い三角形の区域となっております。神保町の古書店街やグルメ街、明大通り沿いの楽器店街、靖国通り沿いのスポーツ用品店街の結節点に位置し、にぎわいの地域となっております。

資料２段目、計画の概要でございます。施行エリア内において地上２階の建物を建築するとともに、歩道や広場を整備する予定としております。

資料の３段目、これまでの経緯でございます。平成２３年５月に再開発準備組合が立ち上がり、２９年６月に組合より都市計画提案がなされて以降、手続を進める一方で、事業に反対する方々から再開発に同意しない旨の陳情書が区議会に提出されるなどがありまして、令和３年４月に本事業の都市計画決定を行うに先立ち、審議を行った都市計画審議会の答申におきまして附帯意見が添えられることとなりました。

この附帯意見の対応についてご説明いたします。資料の裏面をご覧ください。表の左側に附帯意見の内容、右側にその対応状況を記載してございます。

初めに、附帯意見の一つ目、本再開発事業に伴う関係権利者との話し合いを引き続き行うこととともに、本事業の推進に関して理解を得られるよう努めること、これの対応でございまして。都市計画決定後、コロナ禍という厳しい状況の中、未同意者に対しまして、準備組合の幹部ですとか事務局員から様々な手法により、話し合いを求めてアプローチしております。電話連絡ですとか手紙の送付、第三者を通じた対話の打診、説明会のご案内ですとか再開発ニュースなどの送付を継続するとともに、区からも総会の議案書に手紙を添えて送付するなど、そういった対応を行っております。その結果でございましてけれども、事業に反対していた１名の方が地区内の権利を新所有者に譲渡するなどの進展がありましたというところでございます。今後も関係権利者との話し合いを通じて事業に対する理解が得

られるよう努力を継続してまいりたいと考えております。

次に、附帯意見の二つ目の上段でございます。計画設計を進めるにあたっては、計画地周辺への圧迫感の軽減を図るなど、街並み景観に十分配慮したデザインとなるよう検討を深めることへの対応でございます。都市計画の決定後、周辺への圧迫感軽減や街並み景観への配慮に留意しながら施設建築物の機能設計を推進するとともに、地権者間の勉強会、意見交換を行っております。また、丸の上から四つ目でございますが、この施設全体のコンセプトの方針を「まちのサロン」と定めております。これは地権者などの関係者に対し、地域イメージに対するヒアリングですとかアンケート調査を行ったところ、小川町、神保町、お茶の水には専門性ですとか文化性の高い趣味を持った方が多いという意見が多かったというところで、こうした人たちが集まり、交流を深めて情報発信する場でありたいと、そういった思いからこうした「まちのサロン」というコンセプト設定に至ったものでございます。

このような状況を踏まえつつ、建物のデザイン、部材、色合い、また低層部への壁面緑化、様々な観点から周辺への圧迫感軽減、街並み景観への配慮について検討を進めており、本年2月千代田区の景観アドバイザー会議にその検討状況を報告しております。申し訳ございません。昨年2月の景観アドバイザー会議にその検討状況を報告しております。引き続き関係者での検討を深めてまいります。

最後に、附帯意見二つ目の下段、広場空間の活用については、人々の交流や賑わい空間が形成されるよう検討を深めること、これらの対応でございます。都市計画決定後、施設建築物の基本設計を進める中で、広場空間についてより人々の交流や賑わい空間が形成されるよう検討しています。具体的な例として、人々が集う場所の創出などを見据え、スロープ状の広場からフラット状の広場への変更、広場と広場間のネットワーク強化などを行うこととしています。また、ソフト面においても取組を進めています。先ほど申し上げた「まちのサロン」そのコンセプトに基づき、近隣地域の方々との対話を行うなどして、今後のエリアマネジメント活動の実施につなげていきたいと考えております。さらに、再開発における子育て支援として、近隣のお茶の水小学校と連携しながら、地域の魅力の発信に努める検討に着手して、今後、関係者ですとか小学校との対話を進めてまいりたいと考えております。

この附帯意見の対応状況につきましては、昨年12月の都市計画審議会のほうに報告いたしまして、引き続き関係権利者との調整に努めていくことなどのご意見を頂いているところでございます。

資料の1枚目、表面のほうにお戻りください。資料の一番下の下段でございます。最下段でございます。今後の予定でございます。現在、組合設立認可の手続を行っております。この認可を取得以降、資料に記載のとおり、権利変換の手続ですとか、工事に着手していく予定となっております。

ご報告は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。報告が……

○加島まちづくり担当部長 委員長、ちょっと補足をよろしいですか。

○小林たかや委員長 部長。

○加島まちづくり担当部長 通常、この都市計画決定した後の案件に関してはあまり報告

はしていなかったんですけども、今回、組合設立認可申請が東京都のほうに出されたということで、公告・縦覧が今度ありまして、それが広報に載るような形もありましたので、本日そういった状況もあったので、ちょっと情報提供をさせていただいたほうがいいかなということでご報告させていただいたというところでございます。

○小林たかや委員長 はい、分かりました。

それでは、報告が終わりまりましたので、質疑、質問を受けます。

○木村委員 この事業は都市計画提案なんですよ。それで、一つは、テナントさんがこの事業がどこまで進んで今どういう状況なのか、で、自分たちはどうなるのか、これ非常に不安な状況に置かれているんだけども一切説明がないということのようです。それで、都計審の会長さんにも説明会をとという要望書が出されたという経過があるというふうに認識しているんです。で、これはテナントさんや周辺住民の方への説明会もこのように附帯決議を受けて検討、努力されているわけですが、そういったことも含めての説明会というのは、これはする予定はないんでしょうかね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 確かに都市計画審議会においてそのようなご意見を賜ったというところは認識しているところでございます。一方、本件、開発事業を含む近傍エリアにおきましては、まちづくりの検討につきましては地域の方々から自ら立ち上げた小川町のまちづくり協議会、そういうものがございまして、そこで行うものと整理されているところでございます。まずはそういった整理がなされている中で、まず、ここで、この内容については議論すべきものと考えております。今後、そのテナントさんですとか周辺住民の方々に対して何も説明しないと、そういうわけではございませんで、その周知の仕方、例えば周辺の住民の方々につきましては、例えば建物に関する日影ですとか風ですとか、例えばあとは建築工事中の騒音ですとか工事車両のルートですとか、そういった建物に関する計画がいろいろご心配事があると思います。当然そういった工事に入る前には説明会を行う予定でございますので、組合に対しては、そういった十分な準備ですとか周知期間を図って実施するよう、そういった指導をしてまいりたいと考えているところでございます。

○木村委員 たしか飯田橋駅の東口なんかはテナントさんに対しても認可申請する前から、こういったスケジュールで、説明できるものできないものがあると思うんですよ。事業認可のされる前と後ではですね。ただ、今後こういうスケジュールで進んでいくと。で、テナントさんに対しての対応はこういった形になっていきますというような、そういう説明というのはあってしかるべきじゃないかと。で、やはり小川町というのはいろんなお店で、カレー屋さんとか、名店がいっぱいあるところで、で、やはりお店の方がどうなるのかということ、これは本当にまちの活性化にも関わってくると思うんですよ。ですので、その辺はきちんと説明するように区としても行政指導すべきじゃないかというのが1点と。

それから、都市計画提案です。これを何回も聞いているんだけどよく分からないんですよ。地権者の方がどの程度残っていくのか。都市計画提案というのは、地権者の皆さんが自分たちのまちはこういうふうにしていきますと、ですから都市計画決定してくださいということで出されたものでしょ。で、提案して自分たちが売ってなくなっちゃうということだと、都市計画提案という制度そのものに照らしてどうなのかという問題が出てくるわけですよ。ところがこれ、分からないんですよ。ましてや、今こういうご時世です

ので、恐らく売って出ていくという方が増えてくるでしょう。じゃあ、そうすると、都市計画提案を何のために使ったのかという形になってくるんです。結果、デベロッパーのためで終わっちゃったということになっていいのか。そうならないことを私は願いますよ。その辺については、都市計画提案制度を使った趣旨に照らしてどうなのかということは、やはり行政としてもきちんとつかむ必要があるんじゃないかと。そうじゃないと都市計画提案制度というのは何のためにあるのかというふうに、これ、問われかねないですからね。その辺についての二つの問題での行政の対応というのをきちんとしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 まず一つ目、テナント様への対応でございますけれども、先ほどちょっと周辺住民の方々とテナント様と、やっぱりちょっと立場が違うというところで、テナント様は組合認可された際には、やはり一つの権利者となるところでございますので、準備組合としても、今、委員おっしゃったとおり、十分な説明会ですとか、ただ補償に関わることなので、そういう全体であるのがいいのか、それとも個別にやるのがいいのか。それはございますけれども、きちんと説明をしていくということで組合からは聞いております。

二つ目のまちづくりに関する件でございますが、委員おっしゃるとおり、そういった、ここで受けた提案をしっかりとちょっとお住まいの方と共有していくことかなと思っているのですが、先ほどちょっとご説明しましたけども、やっぱりエリアマネジメントという組織を使う中で、そうしたものについては、近隣の方を含めて、いろんなご意見を聞きながら、この地域に根づかせていくものだとということで考えているところでございます。

○加島まちづくり担当部長 ちょっと補足、よろしいですか。

テナントさんは、推進しようという方々のテナントさんは、もうしっかりお話しできているというふうに思います。で、一方で、まだいろいろとあまり言い過ぎちゃうとちょっとあれなので、お話しできていない方がいらっしゃいますので、そういった方のテナントさんにはお話しできていない部分があるかなというふうに思います。で、今般、そういった方から説明だとか近隣住民の説明会だとかというようなお手紙が、都市計画審議会ですかね、そこにも提出されたということで、そういったことの一つのきっかけとして、今まで説明できていなかったテナントさんに説明するようというものは、お話しは、準備組合のほうにも区からはしておるところです。

あと、提案制度の中でどれだけ残るのかということで、私もすごくそこら辺はやっぱり興味があると。逆に、出ていっちゃったけど、ここに住宅が建つことによって戻ってくるという方もいらっしゃるのも事実で、そういう話も聞いています。今後、権利変換がこれから、建物の設計だとか出てから権利変換の手続になりますので、そういったところでの程度なのかなというのは、ちょっと確認はしていきたいなというふうに思っております。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

それでは、（４）番、神田小川町三丁目西部南地区のまちづくりについての報告を終了

いたします。

日程3、その他に入ります。執行機関、何かございますか。なし。委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 なし。

それでは、本日はこの程度をもちまして、長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後4時38分閉会